

りました。

その一方で、政府は、大企業や高額所得者、大資産家向けの減税が5.3兆円に上るといふ報道があります。最も大きいのは法人税、法人住民税、法人事業税の減税であります。これらによって、例えばトヨタ自動車1社だけでも法人3税が1,300億円もの減税になっております。さらに日産自動車の役員は、1人当たり平均で3,800万円の減税になっているのであります。サラ金のアイフルの社長は1年間で推計7億円以上、武富士の専務は6億円近い減税といふ報道もあります。こうした大企業や高額所得者への行き過ぎた減税を放置して、庶民に大增税を押しつける、こういう政治こそ正すべきだと私は思うのであります。

私がここで申し上げたいことは、税務課が提出した資料にある市税条例の改正に当たって、あるべき税制の構築という方針についてもっと検討を加えるべきであり、その内容については、ただいま申し上げましたような実例や考え方もっと奥深く研究を重ね、その中で、住民が主人公という地方自治の本旨に立ち返った適正な税負担のあり方について、市民の目線に立った改善の方策が求められるべきではないかということでもあります。

憲法は、税金は能力に応じて支払い、支払った税金は福祉に使うという立場をとっております。この観点から、私は、市民税の定率減税の縮減と老年者の所得125万円以下の非課税措置を廃止した財源をもって構成された一般会計歳入歳出決算に反対するものであります。

○大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

認第1号の1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成17年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

認第2号の1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務・文教常任委員会審査報告

+

○大沼 久議長 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆総務・文教常任委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

○安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成18年第4回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、初めに、議案第60号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市営バスの運行について、市民の利

便性の向上を図る観点から、運行区間の延長などの所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、企画調整課長より、今回の改正は、致芳・平野・公立置賜総合病院線の起点と運行ルート等の変更を行うものであり、起点を白兔地区集会センター前から白兔西集会所前に変更し、八反田地蔵尊西、羽前成田駅前角の停留所を新たに設置し、1日3往復から4往復とし、2便と4便については、八雲神社前までの運行と改めるものである。また、長井・蔵京線についても、地域住民の要望により、時庭口、中丸の2停留所を新たに設置し、致芳・平野・公立置賜総合病院線の運行ルート変更に合わせて、公立置賜総合病院まで運行しない2便について、長井病院前で乗り継ぎできるようダイヤ改正を行うものであり、料金についても条例から規則委任に変更し、平成18年11月6日より施行したいとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、手回り品の料金をもたらしたことはあるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、これまで料金をいただいたことはないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、羽前成田駅前角を新設するに当たり、山形鉄道とはどのような話し合いをなされたかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、山形鉄道とは、通常行っている経営等についての意見調整の中で話し合いをさせていただいている。吉川医院が開院することによって羽前成田駅の利用客がふえるのではないかと期待しており、一緒にできないかというお話はいただいているが、駅まで入るとなると、特に冬期間はUターンが難しく、T字路でもあることから、警察とも協議し、安全性を考え駅前角に停留所を設けたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、バス運行と鉄道運行の相乗効果をねらう意味でも山形鉄道とは今後とも

定期的に意見交換をお願いしたいがどうかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、今後も変更やルート、駅にかかわることであれば当然ご相談させていただきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回大幅な改正することによって、どれくらいの利用者増と経営効果を見込んでいるかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、数字的なものまでは把握していないが、蔵京線については1割ぐらい利用者が減っているため、地元協議会で自主的に現地踏査を行い、地元の足が遠のいているので、もう少しPRしてみようと思われており、期待したいと思っている。また、致芳・平野・公立置賜総合病院線については、致芳地区内のルート変更であるため、大きな効果が出るかは未知数であり、2便と4便が町中までと運行距離が短縮されることによる効果を期待したいと思っている。今泉駅からのシャトルバスを走らせていた14年度決算が260万円の赤字であったが、これだけはクリアするように今回改正をさせていただいたものであるとの答弁を得たところであります。

さらに、委員からは、このたびの改正により運行形態が変わり、中央からの接続が良くなったことを広く市民に周知しないと利用客はふえないと思うが、市民にはどのように周知するのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、周知については、地元と地区長や公民館長さんとよく相談し、チラシ配布や市報、インターネットでの従来の手法だけではなく、病院や停留所付近の薬局、商店などにも足を運び、一つ一つの今回の変更の部分について、丁寧に説明し、11月6日に向けて万全を期していきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 長井駅構内線路西側区域に存在する杉林一帯の環境整備及び構内横断踏

切並びに西乗車口の設置に関する請願について申し上げます。

本請願は、長井駅西開発推進協議会会長、鈴木弘一氏ほか6名の駅西地区長、関連組織の代表者から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

長井駅開設当時、防雪林として構内線路西側に植えられた杉林一帯は、現在、草や雑木類が生い茂り、見苦しい状態になっている。特に、梅雨期には増水時に川からあふれ出た水が杉林を逆流し、南側の水路へ流れ、そのたまり水が湿地帯をつくり、ヤブカやアメシロの発生源となっており、地域住民からの苦情が絶えないことから、杉林一帯の環境整備とつげかえ道路の設置、駅西乗車口の設置等、長井駅構内改造計画試案により早期に整備していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、この長井駅構内改造計画案は、近隣住民や山形鉄道が本当に望んでいるものなのか。請願には駅西地域住民の利便性を図るためと記載されているが、駅東住民の考えや意見は入っていないのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、この計画案は、地元住民や山形鉄道から意見を聴取し、まとめたものではなく、長井ダムの周辺整備の一部として机上で構想を描いたものである。栄町の前地区長さんからは、周辺部は水路にふたがされているため、防火用水として使用できないため、火災が発生した場合、大変心配だという話は聞いたことがあるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現地は雑草や雑木類に覆われ、自然林に近い状態となっており、ヤブカやアメシロを防除するのは大変なことだと思うが、担当課として何か対策を考えているのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、会社の方にはその旨を話しているが、山形鉄道の所有地

であるので、保線上の管理として杉林付近まで草を刈ってもらうのが今のところの最良策と思っている。10年ぐらい前に一度防雪林を伐採しているが、搬出する道路がないためそのまま放置されている状態となっており、草を刈っても伐採木が邪魔になり、思ったような効果が出るかは期待できないという話を山鉄さんから受けているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、現地を見ると一帯は雑木類や草に覆われ、ヤブカの発生源となり、市民生活に大きな影響を与えており、また、杉の枯れ葉等が堆積し、火災につながる危険性もあるので、本請願を採択し、まず整備可能な生活環境整備を行い、国や県等の支援をいただきながら年次計画を策定し、整備を進めていくべきものとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、本請願の内容はよく理解できるが、駅西地域住民の一方的な意見ととれかねない部分もあるので、大雨時の駅東地区の増水の現状を配慮し、栄町や本町、高野町等の地区住民の意見を十分に集約することを強く要望し、本請願には賛成するとの意見が出されたところであります。

さらに、委員からは、請願では、長井駅構内改造計画案の早期実現を求めているが、十分検討された計画ではなく、まだまだ市民全体のコンセンサスが得られたものではないと思っている。まず生活環境面をどう改善するかきちっと考え、手だてを講じ、その上で駅構内の改造計画をつくり、整備に着手をしていただくことを前提に、本請願には賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません

か。

16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 総務委員長にお尋ねいたしますが、今の報告ですと、西側にある長井小学校生徒が書いた大きな看板ですね、あの看板が非常に見苦しいと、この請願書には出ております。長井線利用者に見苦しい状況が目に入ると。この件についてはどのような検討がなされたんですか。

○大沼 久議長 安部 隆総務・文教常任委員長。

○安部 隆総務・文教常任委員長 お答えいたします。

ただいまの質問でありますけれども、看板等が見苦しいというのは、周りの雑木類と草で覆われているというようなことで、それも目に入るので見苦しいんだと、こういうような、私、解釈であります。その件についての検討は、別に委員会、または現地踏査でもなかったというふうに思っております。ですから、環境整備というものもやはり進めていかなければ、その辺の見苦しい問題についても解決できないのかなというふうに私は思ったところであります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 今、委員長の説明ですが、しかし、この請願書の文章を読みますと、駅西の環境についての問題とこの看板は別立てで表現されてるんですね。この看板も利用者にとっては見苦しいんじゃないかというふうな、そうですね。最近、長井小学校生徒による大きな絵がこの杉林のホーム側に設置されて話題となりましたが、そのため長井線利用者に見苦しい状況が目に入る機会も……。これがあるから見苦しいということですか。しかし、この看板についても見苦しいというふうな意味ではないんですか、この解釈は。

○大沼 久議長 安部 隆総務・文教常任委員長。

○安部 隆総務・文教常任委員長 私は、解釈は、藤原議員とは違いますけれども、私はそうではな

くて、看板も映えないということだというふうに思うし、その点についての検討はしていません。その解釈で。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 しかし、これはね、看板も見苦しい。現にそういうふうにする人もおられるんですよ。何かこの看板、何とかならないかという人もいます。しかしね、やっぱりあの看板はそれなりの評価をしておられる方もおりますし、これも撤去せよというふうなことなのか、あるいはそれを承知してこの請願をよしとしたものか、その辺がもう少しはっきりせんので、裏のあれが見苦しいのに加えて、この看板も見苦しいという解釈ではないということ、この看板についてももう少し、その辺がどのような検討をなされたのか。この看板の評価ですね。これについてはどうなんですか。

○大沼 久議長 安部 隆総務・文教常任委員長。

○安部 隆総務・文教常任委員長 委員会の中では、看板についての討議はなかったです。私個人によりますと、看板は全然見苦しいものには当たらないというふうに私は思っております。ただ、委員会ではそのことについては討議は出来ませんでした。

○大沼 久議長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第60号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第4、請願第3号 長井駅構内線路西側区域に存在する杉林一帯の環境整備及び構内横断踏切並びに西乗車口の設置に関する請願の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、議案第60号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第3号 長井駅構内線路西側区域に存在する杉林一帯の環境整備及び構内横断踏切並びに西乗車口の設置に関する請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成18年第4回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件及び請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

それでは、議案第58号 市道路線の認定につ

いて申し上げます。

本案は、道路の完成並びに移管により、市道として維持管理が必要となっている道路を認定するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、当該道路は、一般県道久保桜線長井大橋のかけかえ工事に伴う側道として新設された道路で、住民の安全性や利便性、それに道路の管理面を考慮して市道として維持管理を行うため提案するものであるとの説明を受けたところであります。なお、説明を受けた後、直ちに現地踏査を行っていることを申し添えます。

質疑に入り、委員からは、堤防上の道路は新しい道路で分断されることになるが、今後どうなるのか。また、従来の県道が市に移管されるということだが、起点、終点はどうなるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、堤防上の道路は市道として認定しているので、起点・終点の変更という形で処理させていただきたい。また、従来の県道が市に移管された場合の起点は東側になり、終点は堤防のところになるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、このたび提案された道路は、地元住民の長年の念願であった長井大橋のかけかえに伴って新設されたもので、安全性や利便性から市道の認定をして維持管理をするということであるので、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 市道路線の変更について申し上げます。

本案は、市道としての維持管理が一部不必要となった道路を変更するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、本路線は、舟場地内の工業地域に設置されている道路であるが、本路線の起点側に隣接する株式会社におい

+